



遺族年金と老齢年金の併給は可能だが…

税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所・東京グラフィックス顧問税理士 荒牧 瑞枝

年金を掛けている最中に不幸にして亡くなってしまった場合、年金は掛け捨てになってしまうのでしょうか？

家族を扶養していた配偶者等が病気や不慮の事故などで亡くなってしまった場合、残された家族の生活が困窮にさらされないよう、その生活を支えるために年金が支給されます。これが「遺族年金」です。

遺族年金の制度

■支給要件

まずは、亡くなった方がきちんと保険料を納付していたことが支給の要件になります。

- ①亡くなった月の前々月までの加入期間の3分の2以上の期間について保険料を納付していること。
- ②ただし、平成28年3月末までは、亡くなった月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

このどちらかの条件を満たしていれば、遺族年金を受けられます。会社員以外の国民年金加入者の場合は、保険料を納めていなかった期間があったとしても、免除の手続きをしていれば納付済みとみなしてくれます。

■支給対象者と支給額

遺族年金の支給対象となる遺族は、国民年金と厚生年金

では範囲が異なります。

国民年金では配偶者の死により母子家庭となった妻が対象です（子供がいないと対象になりません）。

厚生年金はもう少し範囲が広くて、亡くなった方に生計を維持されていた、①配偶者または子、②父母、③孫祖父母のうち、優先順位の高い人が対象となります。

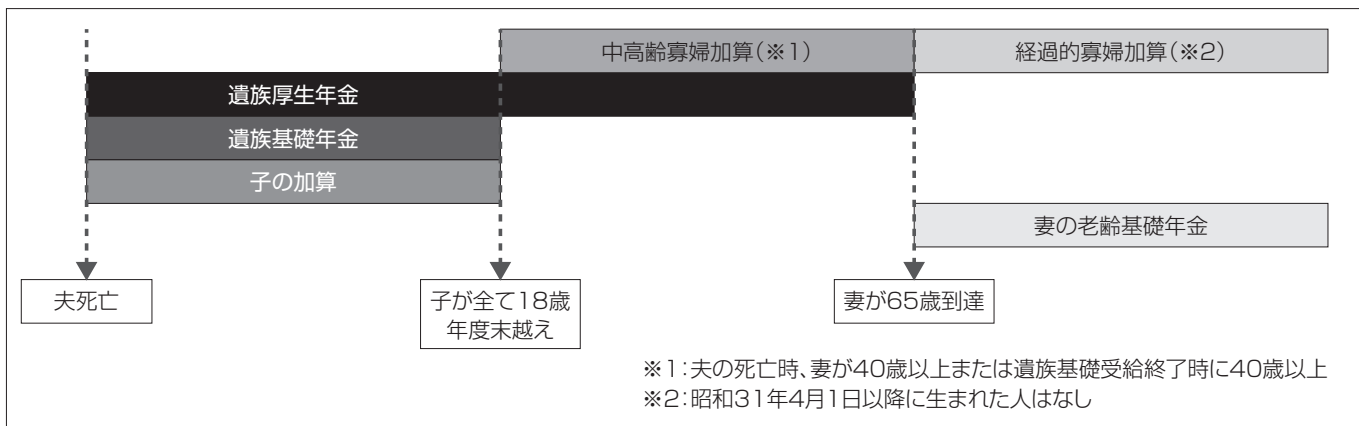
国民年金では母子家庭だけが対象となり、父子家庭が対象とならないのは差別であるとして、平成28年以降は、母子家庭に加えて父子家庭も対象になります。

基礎年金は定額で、年額778,000円です。子供1人当たり224,000円（3人目からは74,600円）が加算されます。厚生年金では報酬比例部分の4分の3が支給されますが、加入期間が300月に満たない場合は300月として計算してくれる底上げの仕組みがあります。

遺族基礎年金は子供がすべて18歳の年度末を超えると受給は終了して、遺族厚生年金だけになりますが、夫の死亡時に妻が40歳以上であれば、65歳になるまで中高年寡婦加算として594,200円が遺族厚生年金に加算されます。65歳になると妻は自分の老齢基礎年金を受けることになります。

昭和31年4月1日前に生まれた人については、基礎年金制度が任意加入であったため、基礎年金を受給できない人があるので、それをカバーする意味で経過的寡婦加算として

図1 遺族年金・寡婦加算・老齢年金の支給の流れ



594,200～19,200円が加算されます。

一方、夫の死亡時に妻が30歳未満の場合には、遺族年金は5年で打ち切りになります。これは夫の死亡時にまだ若ければ就職や再婚の可能性が高いだろう、という考え方によるものです。

■遺族年金の受給の仕方

さて、遺族厚生年金を受給している妻が就労して、老齢厚生年金を受給する権利が発生した場合にはどうなるのでしょうか？

年金には1人1年金という原則があります。1人の人が受給できる年金は1つで、支給事由が同じ年金のみ受給することができ、支給事由が異なる年金の併給はできないという原則です。つまり、2階建ての年金の1階と2階は同じ種類でなければならないということです。老齢基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と障害厚生年金といった具合です(平成18年4月以降は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができるようになりました)。

この原則によると、遺族厚生年金を受給していると老齢厚生年金は受給できないことになり、働いている期間中に掛け続けた保険料は掛け捨てになってしまいます。

そこで、こうした場合には、遺族厚生年金と自分の老齢厚生年金を併給できることとしました。65歳以降は、1階部分は老齢基礎年金、2階部分は遺族厚生年金か、老齢厚生年金か、または遺族厚生年金の3分の2と老齢厚生年金の2分

の1の合計額、この3つのうち最も大きいものを国が計算して決定する仕組みとなりました。

法改正で遺族年金と老齢年金を併給できるようにはなったものの、内訳としては、老齢厚生年金を優先支給とし、遺族厚生年金の方が多い場合でも、老齢厚生年金を超えた分だけ遺族厚生年金を支給するという仕組みとされています。総額では、2階部分は遺族厚生年金と同額になるのですが、なぜわざわざそんな面倒なことをするのでしょうか？

老齢厚生年金を優先支給とするのは、遺族年金は非課税ですが、老齢年金は課税対象となるからです。課税対象となる老齢厚生年金をまず支給して、非課税の遺族厚生年金の支給を少なくしているのです。こんな見えにくいところで実は増税が行われているのですね。

む す び

6回にわたって年金の仕組みの基本的なところを見てきました。度重なる改正を経ているとはいえ、夫が働き、妻は専業主婦、離婚せず、夫は定年まで雇用が保障されるという家庭構造を前提とした制度設計であり、制度が現状に合わなくなってきました。専業主婦の保険料が免除されているため、これから働き手がどんどん減っていくにもかかわらず、女性にとっては「働くだけ損」な仕組みになっていたり、パートや派遣、非正規労働など多様な働き方が増えている世の中の変化についていけていません。

また、障害年金のように、基準が複雑すぎて、いざという時に簡単に判断しにくいという問題もあります。

さらには、年金財政の逼迫、旧社会保険庁の失態により年金制度への信頼性が損なわれていること、低年金・無年金者の存在など、問題は山積みです。

これらの問題がどのように解決されていくのか。またその変化の中で、自分はどんな権利と義務を持っているのかをしっかりと理解していることが、これから起きる大きな社会の変化の中で生き残るためには、とても大事になってくると思います。そのための武器として、この連載でお話しした知識を使っていたいただければ幸いです。

半年にわたってお読みいただき、ほんとうにありがとうございました。

(おわり)

図2 遺族厚生年金・老齢厚生年金併給の3つのケース

